# Ⅱ 市民農園制度の概要

- 1 市民農園の2つのタイプ
- 2 適用法令等による分類
- 3 開設者別の市民農園タイプと適用法令等
- 4 市民農園の利用形態による分類
- 5 市民農園の開設方法
- 6 市民農園と相続税等の納税猶予制度

# 1 市民農園の2つのタイプ (農地の貸付けの有無による分類) ----

市民農園には、利用者に農地を区画貸しする貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)と、農地の貸し借りを伴わず開設者の指導管理のもとに農作業を行う農園利用タイプ (農園利用方式) があります。

貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)は、農地の貸付けに関する特例制度を活用 した市民農園で、誰でも開設することができ、利用者は農園開設者から農地を借りて、野 菜づくりなどを行います。

農園利用タイプ(農園利用方式)は、農業者等の農地所有者が自らの農業経営の一環として開設するもので、利用者は農作業の一部を行うため農園に入園するという方式です。 両者の違いは次のとおりです。

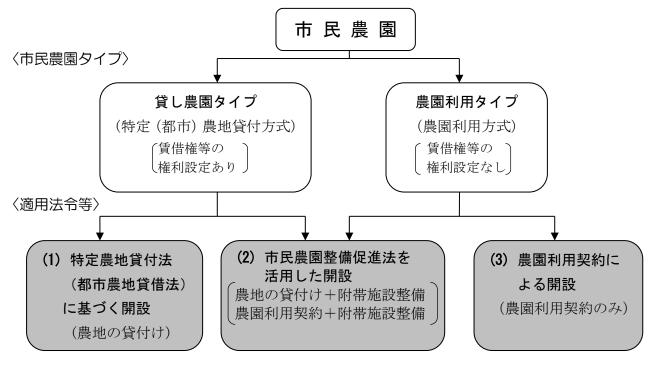
1717 22 . 165	両有の選がないとおりくす。						
項目	貸し農園タイプ (特定(都市)農地貸付方式)	<b>農園利用タイプ</b> (農園利用方式)					
開設できる者	地方公共団体、農業協同組合 農業者、NPO法人、企業、個人、 任意団体(自治会、営農組合等) 等	農業者等(農地の所有又は使用収 益権を有する者)					
根拠となる法律	特定農地貸付法 (都市農地貸借法) 市民農園整	を備促進法 なし					
利用内容	利用者は農園開設者から一定の条件で農園区画を借りて、利用者が自ら計画して、自由に作付することができる	利用者は農業者等の指導・管理の もと、レクリエーションその他営 利以外の目的で複数段階の農作 業を行う					
農地の貸借	次の要件で農地の貸付け(特定(都市)農地貸付け)が行われる ・1区画10a未満 ・貸付期間は5年以内 ・営利目的で農作物を栽培しない ・相当数の人を対象に一定の条件 で貸付け	農地の貸し借りを伴わない					
料 金	利用者は賃借料を支払う	利用者は利用料を支払う					
収穫物の帰属	収穫物は利用者に帰属する	収穫物は農園開設者に帰属する なお、契約により農園で生産され た農産物を利用者に帰属させる ことができる					
特徵	<ul><li>・誰でも開設が可能</li><li>・法に基づく手続きが必要</li><li>・行政機関が関与するので開設者は安心して開設できる。</li><li>・利用者は自由に作付けすることができる。</li></ul>	・農業者等なら自由に開設・運営できる。 ・利用者に農地に対する権利は生じない。 ・利用者は農業者等から直接栽培指導が受けられ、良質な作物の収穫が期待できる。					
相続税等の納税 猫 予	生産緑地のみ受けられる(H30.9~)	猶予実績あり					

# 2 適用法令等による分類一

市民農園を開設しようとするとき、開設者がだれで、貸し農園タイプと農園利用タイプのどちらのタイプで開設するか、また、どのような施設を整備するかなどによって、開設方法が異なります。

市民農園の開設は、適用する法令等により(1)特定農地貸付法(都市農地貸借法)に基づく開設、(2)市民農園整備促進法を活用した開設、(3)農園利用契約のみによる開設に分類することができます。

市民農園のタイプと市民農園の開設に係る適用法令等を整理すると次のようになります。



# 3 開設者別の市民農園タイプと適用法令等 -

貸し農園タイプの場合は、だれでも市民農園の開設者になることができます。

一方、農園利用タイプの場合は、農業者や農業生産法人などが農地における耕作の事業の一環として開設者になることができます。

開設者別に市民農園のタイプや適用法令等を整理すると、次のようになります。

開設者	貸し農園タイプ		農園利用タイプ	
т ох 1	(1)特定農地貸付法 (都市農地貸借法)	(2)市民農園	整備促進法	(3)農園利用契約
農業者	0	0	0	0
非農業者	0	0	Δ	Δ
農地所有適格法人	0	0	0	0
NPO法人・企業 等	0	0	Δ	Δ
任意団体(自治会·営農組合等)	0	0	-	-
地方公共団体	0	0	0	0
農業協同組合	0	0	Δ	Δ

〇:開設可能 △:農地法の解除条件付き貸借の許可を受け使用収益権を得た場合の開設は可能

# 4 市民農園の利用形態による分類 -

市民農園には、利用の形態から、地域住民が自宅から通って日常的に利用する「日帰り型市民農園」と、農村に滞在しながら農園を利用する「滞在型市民農園」があります。

# (1) 日帰り型市民農園

日帰り型市民農園は、都市住民等の レクリエーションの場として、利用者 の身近なところで整備される市民農園 です。

県内の市民農園のほとんどが日帰り型市民農園であり、徒歩や自転車又は自動車などを利用して日常的に農園に通い、農作業等を楽しみます。



矢問農園 (川西市)

### (2) 滞在型市民農園

滞在型市民農園は、主に都市農村の 交流を目的として、農村地域で整備さ れる宿泊可能な滞在施設を備えた農園 です。

利用者は地域外(市町外)の人を対象 としており、住まいと往復しながら滞 在(宿泊)して農園づくりを楽しみ、 地域住民や他の農園利用者との交流を 深めます。

兵庫県には、現在(令和3年6月時 点)で11か所の滞在型市民農園が開設 されています。



<sup>おおやまそう</sup> 大山荘の里市民農園(丹波篠山市)

# 5 市民農園の開設方法 ─

貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)の市民農園を開設する場合は、特定農地貸付法(都市農地貸借法)又は市民農園整備促進法に基づく手続きを行う必要があります。

農園利用タイプ(農園利用方式)の市民農園を開設する場合は、市民農園整備促進法に 基づき開設するか、これらの法手続を経ず開設することができます。

特定農地貸付法(都市農地貸借法)は、利用者に小面積の農地を一定の条件のもとに貸すこと(特定(都市)農地貸付け)を農地法の特例として認めるものです。

一方、市民農園整備促進法は、農地と施設の総体を市民農園とし、休憩施設や農機具収納庫などの施設の充実した市民農園整備の促進を図るため、県基本方針の策定、市民農園 区域の指定、市民農園の開設認定等の制度を設けたものです。

この2つの法の大きな違いは、市民農園整備促進法による場合は、農地と施設の総体を 市民農園としているのに対し、特定農地貸付法(都市農地貸借法)による場合は、特に施 設について規定していない点です。

なお、市民農園整備促進法で手続きを行うと、整備にあたって、農地法(農地転用規制) や都市計画法(開発規制)に関する特例が受けられるほか、特定農地貸付法(都市農地貸 借法)の承認を受けた場合と同様の貸付けの特例を受けることができます。

# 適用法令等による市民農園の運用の違い

区分	(1)特定農地貸付法 (都市農地貸借法) に基づく開設	(2) 市民農園整備促進法 を活用した開設	(3) 農園利用契約による開設
農地運用の方式	貸し農園タイプ	貸し農園タイプ 又は 農園利用タイプ	農園利用タイプ
施設整備の特例	特例なし	特例あり ・農地転用規制、 開発規制に特例	特例なし

次ページ以降には、各適用法等の制度の概要を紹介します。



# (1) 特定農地貸付法(都市農地貸借法)に基づく開設

貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)の市民農園を開設する場合には、開設者は特定農地貸付法(都市農地貸借法)に基づく手続きを行う必要があります。

特定農地貸付法(都市農地貸借法)は、農地法の特例を定めるものであり、農園開設者が以下の要件を満たす農地の貸付け(特定(都市)農地貸付け)を行う場合、農地法の権利移動統制の適用が除外されます。

# 〈特定(都市)農地貸付けの要件〉

- ① 利用者への農地の貸付けが10アール(1,000 m²)未満であること。
- ② 相当数の者を対象に定型的な条件で行われるものであること。
- ③ 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ④ 5年以内の農地の貸付けであること。
- ⑤ 地方公共団体以外が貸付けを行う場合は、以下の土地であること。
  - ア 自己所有農地 (所有者が市町と貸付協定を締結している場合に限る。)
  - イ 農地中間管理機構又は地方公共団体から貸付けを受けた農地(その貸付けを行った農地中間管理機構及び市町等との間で貸付協定を締結している場合に限る。)
  - ウ 農業協同組合が行う農地の貸付けにあっては、組合員が所有する農地

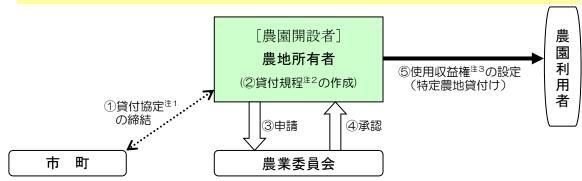
特定農地貸付法の改正(平成17年9月1日施行)により、法人や個人のほか、法人格を持たない団体(自治会、営農組合等)でも市民農園を開設できるようになりましたが、開設者や開設地域によって手続きは異なり、次の4つの形態に分類されます。

なお、本書では生産緑地での貸し農園タイプの市民農園の開設を全て相続税等の納税 猶予を受けられる場合について解説しています。

#### ア 自己所有地で特定農地貸付けを行う場合(農地所有者が開設者の場合)

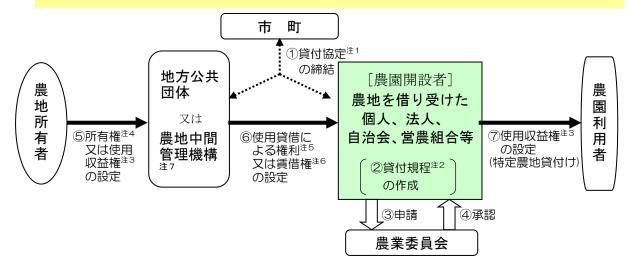
「地方公共団体及び農業協同組合を除く」(生産緑地でも共通)

農地所有者(農業者等)は、市町と市民農園の適切な運営に関する貸付協定を締結し、農業 委員会の承認を得て、市民農園を開設します。



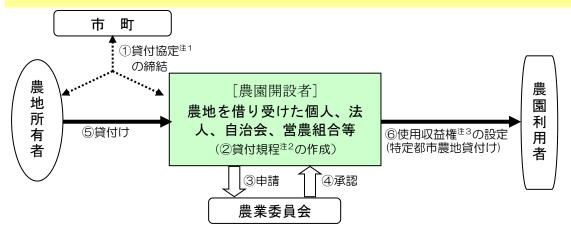
イ 自己所有農地以外で特定(都市)農地貸付けを行う場合(NPO法人、企業、自治会、 営農組合等が農地を借り受けて開設者となる場合) [地方公共団体及び農業協同組合を除く] (7)生産緑地以外の農地で市民農園を開設する場合(特定農地貸付方式)

農地を所有していないNPO法人や企業、自治会、営農組合等は、①市町等と市民農園の適切な運営に関する貸付協定を締結し、②~④農業委員会の承認を得て、⑤~⑥地方公共団体又は農地中間管理機構から農地を借り受けて、市民農園を開設します。



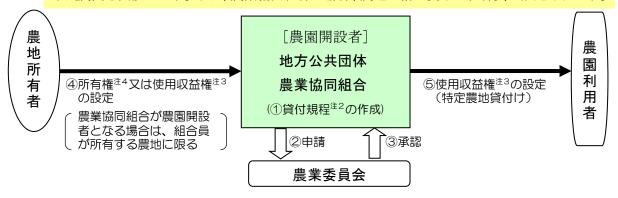
# (イ) 生産緑地の農地で市民農園を開設する場合 (特定都市農地貸付方式)

農地を所有していないNPO法人や企業、自治会、営農組合等は、①農地所有者及び市町と市民農園の適切な運営に関する貸付協定を締結し、②~④農業委員会の承認を得て、⑤農地所有者から農地を借り受けて、市民農園を開設します。



# ウ 地方公共団体又は農業協同組合が特定農地貸付けを行う場合(生産緑地でも共通)

地方公共団体又は農業協同組合は、農地所有者から農地を借り受け、農業委員会の承認を得て、市民農園を開設します。なお、農業協同組合の場合、農地の借り受けは組合員に限定されます。



# 〈用語説明〉

# 注1)貸付協定

農園開設者が、市民農園として農地を適正に管理・利用すること等を約束するため、農地の所在する市町と締結する協定。(借り受けた農地で開設する場合には、原則借り先である地方公共団体又は農地中間管理機構も含めた三者で締結する)

生産緑地で市民農園を開設し、相続税等の納税猶予を受けようとする場合、「農地利用が 不適切な場合、協定を廃止する等」の記載が必要。(詳細は 41~46 ページの貸付協定例 を参照)

### 注2)貸付規程

農園開設者が農園利用者へ農地を貸し付ける際のルールを定めた規程。

# 注3)使用収益権

土地の場合は、地上権、永小作権、賃借権その他の土地の使用及び収益を目的とする権利。

# 注4)所有権

法令の制限内において、その所有物を自由に使用、収益、処分できる権利。(土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ)

# 注5)使用貸借による権利

使用及び収益をした後に返還することを約して、相手方からある物を無償で受け取る権利。

#### 注6)賃借権

賃貸借契約に基づいて、賃借人が有償で目的物を使用収益できる権利。

#### 注7)農地中間管理機構

農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるため に、県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。

# (2) 市民農園整備促進法を活用した開設

市民農園整備促進法は、農園区画のほか、農機具収納施設や休憩施設、コンポスト施設、駐車場などの市民農園施設も備えた優良な市民農園整備を促進することを目的として制定された法律です。

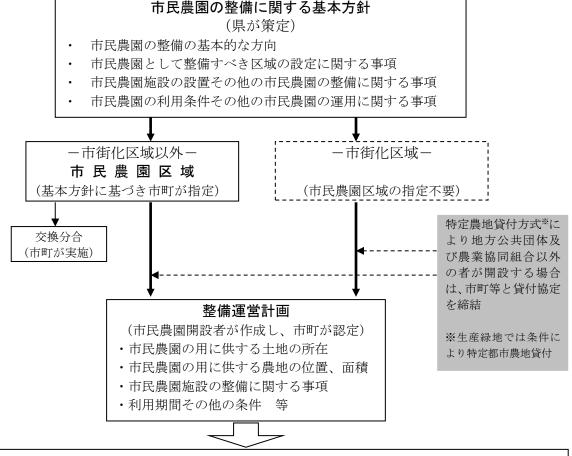
市民農園整備促進法を活用して市民農園を開設する場合は、あらかじめ市町が市民農園区域を指定(市街化区域は指定不要)し、農園開設者は整備運営計画を作成して市町の認定を受ける必要があります。市民農園整備促進法を活用して開設する場合のメリットには、次のようなものがあります。

### 市民農園整備促進法のメリット措置

- ・整備運営計画に定める農機具収納施設などの市民農園施設の整備については、農地法の転用手続きが不要(農地法第4条、第5条 転用許可不要-特例-)
- ・特定(都市)農地貸付方式で開設する場合、特定農地貸付法(都市農地貸借法)の承認があったものとみなし、農地法の権利移動手続きが不要(農地法第3条許可不要-特例-)
- ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可が可能
- ※市民農園整備促進法は、貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)・農園利用タイプ(農園利用方式)のどちらの農園を整備する場合も適用できます。

市民農園整備促進法の概要は、次のとおりです。

# 〈市民農園整備促進法の概要〉



#### 特例の適用

- ・農地の貸付けについて特定農地貸付法(都市農地貸借法)の承認の効果(農地法に基づく許可不要)
- ・農地の転用についての農地法の特例(農地法に基づく許可不要)
- ・開発行為等についての都市計画法の特例(市街化調整区域で許可可能)

# (3) 農園利用契約による開設

農園利用タイプ(農園利用方式)による市民農園では、開設者は利用者との間で「農園利用契約」を締結します。

農園利用タイプ(農園利用方式)は、農地の貸付け、すなわち農地についての権利の 設定を行う形を取らないで、農地所有者が農地における耕作の事業を行い、農園利用者は レクリエーションその他営利以外の目的で、継続して行われる農作業を体験します。

農園利用タイプ(農園利用方式)の市民農園は、次のような要件を満たす必要があります。

### ア 相当数の者を対象として定型的な条件があること

- ・「相当数の者」とは、通常は10人以上程度を指すが、農地の賦存状況等によって、これを下回らざるを得ない場合もあり得るので、このような場合であっても少なくとも複数の者を対象とすることが必要。
- ・「定型的な条件」とは、市民農園の整備及び運営に関する計画において利用期間 や利用料金等を一定に定め、それに従った利用が行われることをいう。

# イ 営利以外の目的で行われる農作業の用に供されるものであること

・営利を目的としない農作物の栽培とは、趣味的な動機、目的によるものを想定しており、レクリエーション、心身の健康の回復、維持又は増進、野菜や花などを自ら生産するという充足感、子どもの情操教育などが該当する。

# ウ 継続して行われる農作業の用に供されること

・継続して行われる農作業とは、年に複数の段階の農作業(植付けと収穫等)を行うことをいうものであって、果実等の収穫のみを行う「もぎとり園」のようなものは、これに該当しない。

農園利用タイプ(農園利用方式)の市民農園は、農地の利用について使用収益権などの権利を設定するものではありませんので、農地法などの規制を受けるものではありませんが、農地に駐車場や農機具庫などの市民農園施設を整備する場合は、農地法上の農地転用許可手続きなどが必要になります。

農園利用タイプ(農園利用方式)の市民農園は、法手続を経ずに開設することができますが、実態として開設者と利用者との間で農地の貸し借りを行っているような場合は、農地法第3条第1項(農地等の権利移動の制限)に違反する行為となります。(違反者に対しては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すことが規定されています。)

また、書面での契約を行わず口約束など曖昧な形で農地を使用させたり、特定の利用者と長期間に渡る農園利用契約を行っている場合には、利用者から思わぬ権利を主張されるなど、トラブルの原因になることがあります。

以前は、市町、農業協同組合以外が市民農園を開設する場合、農園利用タイプで開設するしか選択肢がありませんでしたが、現在は、特定農地貸付法が改正され、誰でも手続きを行うことで貸し農園タイプの市民農園が開設できるようになり、農業委員会の承認のもとで安心して開設できるようになっています。

# 農業体験農園について

農業体験農園は、農園利用タイプ(農園利用方式)の中に入りますが、従来の市民農園とは違った発想から生まれたもので、農業経営としての位置づけを明確にすることで相続税の納税猶予を受けることも期待でき、都市部の生産緑地などでの新たな楽農生活実践の場として注目されています。

農業体験農園では、農家が栽培計画を立てて、ほ場を準備し、利用者は講習を 受け、農家の指示に従って野菜づくりなどの作業を行います。

利用者は、自分のやりたいものを自由に作れないものの、農家から直接農業技術を指導してもらえるので、カルチャースクールのような感覚で利用することができます。

農業体験農園の利点として次のようなことが期待されます。

# ①開設者(農業者)にとって

- ・あらかじめ利用料金(入園料+農産物販売代金)を徴収でき、安定した農業 収入を得ることができる。
- ・農作業の平準化・省力化を図ることができる。
- ・利用者と直に接するため、利用者の評価がすぐにわかり、やりがいが持てる。
- ・新しい営農スタイルや農業後継者対策として期待される。

# ②利用者(消費者)にとって

- ・新鮮で安全・安心な農産物を味わうことができる。
- ・農園主の直接指導により、初心者でも高品質の農産物を作ることができる。
- ・同じ作業をする仲間がいるので、安心して農作業ができる。
- ・農園主や他の利用者との交流が深まる。

# ③市町・JAにとって

- ・農地が適正に管理され、景観が保たれる。
- ・市民に楽農生活実践の場を提供できる。
- ・市民の都市農業への理解が深まり、地域農業のサポーターやヘルパーを育成できる。

# 〈参考〉

農園利用タイプ(農園利用方式)は、昭和50年に制定された農林水産省の通達「いわゆるレクリエーション農園の取扱について」により公式に位置づけられたもので、農地法による権利を伴わない方式として、農地所有者たる農業者が農園に係る農業経営を自ら行い、都市住民が農園に係る農作業の一部を行うため当該農園に入園する方式を入園契約方式として取り扱うこととされました。

この通達は、市民農園整備促進法(平成2年)の制定に伴い廃止され、農園利用タイプ(農園利用方式)は、現在、市民農園整備促進法の中で、次のとおり定義されています。

#### --市民農園整備促進法(抜粋)--

第2条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

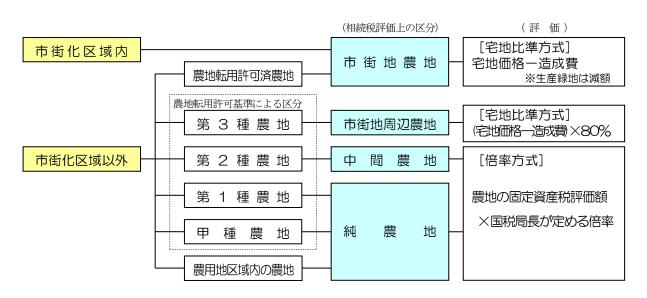
- 2 この法律において「市民農園」とは、第1号に掲げる農地及び第2号に掲げる施設の総体をいう。
  - 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次ぎのイ又はロのいずれかに該当するもの
    - イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される農地
    - 口 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。)

# 6 市民農園と相続税等の納税猶予制度 =

#### (1) 相続税の納税猶予とは

農地に係る相続税の評価は、転用許可の難易の程度に応じて分類され、地域の状況によって農地の評価額は大きく異なり、1 m³当たり数千円から高いところでは 40 万円を超えるところもあります。

#### 農地の相続税の評価



仮に評価額が 20 万円/㎡の農地では、10 アール当たり 2 億円が相続税の評価となり こうした評価額の高い農地では、相続税の支払いのために農地を処分して営農継続を断 念することが懸念されます。

そこで、農業経営の継続が可能になるよう「相続税納税猶予制度」があります。この 制度は、以下の要件を満たす場合、租税特別措置法に基づき納税が猶予されるものです。

- ア 被相続人の要件:死亡の日まで農業を営んでいた人
- イ 相続人の要件:相続した農地で、引き続き農業経営を行う人
- ウ 対象となる農地:被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地であり、 かつ三大都市圏特定市\*の市街化区域内の農地でないこと(ただし、生産緑地に指定 された農地は対象となる。)
  - ※三大都市圏特定市:神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市

また、納税を猶予されている相続税については、以下の場合、最終的には納税が免除されます。

- ア 農業相続人が死亡した場合
- イ 農地の全部を農業後継者に生前贈与し、その贈与税について納税猶予を受ける場合
- ウ 20年間営農を継続した場合(生産緑地を除く市街化区域内農地に限る)

なお、贈与税についても相続税と同様の納税猶予制度があります。

# (2) 市民農園と相続税(又は贈与税)の納税猶予制度

相続税等の納税猶予制度の適用は、対象となる農地等において、被相続人(贈与者) 自らが耕作の用に供していたか否かなどの実態を、相続(贈与)が発生した時点で、税 務当局によりその都度個別に実態を踏まえて判断されるものです。

現に納税猶予を受けている生産緑地に指定されていない農地で、貸し農園タイプ (特定農地貸付方式)の市民農園を開設した場合には、自ら当該農地で農業経営を行っていないと見なされて、納税猶予制度の要件を欠くことになります。(生産緑地内の貸し農園タイプの市民農園を開設する場合については次ページを参照)

農園利用タイプ(農園利用方式)で市民農園を開設する場合にも、実態として当該農地で農業経営が行われていない場合は、納税猶予が打ち切られることがあります。

なお、納税猶予が打ち切られた場合には、猶予されていた相続税(贈与税)に利子を 付加して納税しなければなりません。

市民農園の開設や運営にあたっては、こうした点に十分留意する必要があります。

### 〈納税猶予が打ち切られる場合〉

ア 対象農地の譲渡、贈与、転用、賃貸借等の設定 イ 農業経営の廃止 等 〈打ち切られた場合の納税額(例示)〉

前提条件 猶予額:1.9億円 猶予年数:13年 利子税率 6.6% 納稅資産額 1.9億円+(1.9億円×6.6%/年×13年=1.6億円)=3.5億円

### (3) 相続税等の納税猶予制度が適用される可能性のある市民農園とは

農園利用タイプ(農園利用方式)で相続税等の納税猶予制度が適用される可能性のある市民農園は、次の要件に全て当てはまる農園といわれています。

- ア 農業経営は農地所有者自らが行う。
- イ 入園者は健全なレクリエーションの目的として、その農作業の一部を行うため に農園に入園する。
- ウ 入園者は入園料を支払う。
- エ 収穫物は入園者に販売する。
- オ 入園契約は1年以内程度の短期なものとする。

(大蔵省財務協会発行「農地の納税猶予制度のすべて」(平成6年11月10日)より)

#### (4) 相続税等の納税猶予制度における農園利用タイプの市民農園開設の留意点

農家が農業経営の一環として農園を開設していることを明確にしておく必要がありま す。そのため、以下の点に留意する必要があります。

- ア 契約書、作付計画書、指導に関する資料等をきちんと作成する。
- イ 収穫物に関しては、実態として農園開設者の「自作」であることが必要 「農作物が天災で収穫できなくなったときにリスクを負うのは、農園開設者」 →契約書には、「農作物の帰属が開設農家にある旨」と「収穫できない時には、 入園者が予め支払った収穫物の購入料を返還すること」を明記する。
- ウ 日ごろの指導の様子などを写真に撮っておく。
- エ 利用者に自由な作付けができないことを十分理解させる。
- オ 農家の心構えと市町等の協力体制が重要
- カ 農地に係る相続税等の納税猶予の適用については、相続等の発生時点でその都 度、税務署が個別に判断を行うので、開設前に税務署と相談すること

# (5) 生産緑地での貸し農園タイプの市民農園開設について

平成30年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)」 及び税制大綱の改正により、生産緑地の相続税の納税猶予制度の要件に政策的貸付も含まれ ました。この改正に伴い、生産緑地において、納税猶予を受けながら貸し農園タイプ(特定 (都市)農地貸付方式)の市民農園を開設することができるようになりました。

この貸し農園タイプの市民農園は、生産緑地の所有者に限らず、市町・農協及び第3者(個人・団体)が生産緑地を借り受けて開設することも可能となります。

なお、生産緑地でない市街化区域内の農地では、これまでどおり自作が納税猶予制度の適 用を受けるための要件となっています。

# 表 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行による、納税猶予の可否

		法律施行前(H30.8以前)		法律施行後(H30.9以降)		
			貸し農園タイプ (特定農地 貸付方式)	農園利用タイプ(農園利用方式)	貸し農園タイプ (特定(都市) 農地貸付方式)	農園利用タイプ (農園利用方式)
市街	三大都市	生産緑地	×	0	0	0
化区		生産緑地以外	×	×	×	×
域内	域内 農地 以外	生産緑地	×	0	0	0
<b>農地</b>		生産緑地以外	×	0	×	0
市街化区域外農地		×	0	×	0	

#### (6) 相続税等の納税猶予制度における生産緑地の貸し農園タイプの市民農園開設の留意点

生産緑地で相続税等の納税猶予制度の適用を受けながら貸し農園タイプ(貸し農園方式) の市民農園を開設する場合、以下の留意点があります。

- ア 貸付協定に「地方公共団体及び農業協同組合以外のものが都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨」の記載をする。 (41~46ページの貸付協定例を参照)
- イ 生産緑地の所有者が将来死亡または故障により農業に従事できなくなったときに、市町長に生産緑地の買取り申出を検討しており、「生産緑地に係る主たる従事者の証明」を取得する予定がある場合は、生産緑地の所有者は、市民農園の開設者が1年間に従事する日数の1割以上の日数に従事する。
  - (例 市民農園の開設者が年間 200 日生産緑地で農業に従事するならば、 生産緑地の所有者は 20 日間以上従事する)
  - 〈従事内容として想定されているもの〉

生産緑地縁辺部の見回り、除草、清掃、点検及び周辺住民からの相談対応等